琵琶湖東北部区域都市開発区域建設計画

平成 1 8 年 7 月 滋 賀 県

目 次

1	•	計画の性格1
2	•	計画の対象区域1
3		計画の期間1
4		整備及び開発の基本構想1
5		人口の規模及び労働力の需給に関する事項4
6		産業の業種、規模等に関する事項4
7		土地の利用に関する事項6
8		施設の整備に関する事項9
9		環境の保全に関する事項13
10		防災対策に関する事項15

滋 賀 県

1 計画の性格

この計画は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に 関する法律に基づいて作成したものであって、琵琶湖東北部区域都市開発区域 の開発整備の基本構想及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和 43 年 11 月 14 日総理府告示第 43 号をもって告示した琵琶湖東北部区域都市開発区域であり、関係市町は次のとおりである。(ただし、保全区域を除く。)

彦根市、長浜市、米原市(一部)、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町 (一部)、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町

3 計画の期間

この計画は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力 的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応 じて見直しを行うものとする。

4 整備及び開発の基本構想

本区域は、滋賀県の東北部に位置し、西は琵琶湖に接し、東は伊吹、鈴鹿山系の広がる、豊かな自然に包まれた地域であり、四季の変化に富む田園風景は、 地域の生活に溶け込み、うるおいのある生活環境を形成している。

また、歴史も古く、縄文・弥生期から人々が定住し、奈良、平安期を経て、 戦国時代には合戦の舞台となるとともに、国土のほぼ中央に位置し、北陸、中 京及び近畿圏の結節点にあたることから、古くから交通の要衝として、ひとや 文化の往来が活発で数多 < の文化財を有する地域でもある。

現在においても、中央自動車道西宮線、北陸自動車道、国道8号、21号などの主要幹線道路や東海道新幹線、東海道本線、北陸本線などの鉄道網が集中する国土交通の要衝地域である。

こうした自然的、文化的、社会的条件を背景に、工場の新規立地が進展し、 商業・サービス業の集積も、彦根市及び長浜市を中心に進んできており、引き 続き都市機能の集積と居住環境の向上を図り、地方拠点都市地域の整備を推進 する必要がある。

また、人口は穏やかに増加しつつあるが、高齢者の割合が高まってきている ことから、活力ある長寿社会の実現と、若者が定住する地域づくりを進めてい

く必要がある。

生活水準の向上や自由時間の増大とともに、人々の意識や価値観も、量的・物質的な豊かさよりも、環境や生活の質を高め、個性的で自分らしいライフスタイルを求める方向に変化してきており、こうした変化にも即した地域づくりを進めていく必要がある。

また、まちづくりに対する住民の意欲は旺盛であり、今後も、地域における個性的な取り組みを誘導し、各地域のアイデンティティの確立を促すとともに、区域外との交流を促進し、区域全体の活性化を一層図っていく必要がある。

さらに、これまでの景気低迷による法人二税の落ち込みや国の景気対策などへの対応に加え、三位一体の改革による地方交付税の削減により、地方の財政が深刻化しており、こうしたことへの対応も迫られている。

県と市町との役割分担等の再検証や施策全般の抜本的な見直しを行い、一段とスリムで効率的な行財政を構築した上で、物質的豊かさを追求した 20 世紀型社会を反省し、既存の社会のあり方やライフスタイルを見直し、自然と人間とがともに輝きながら、持続可能な発展を続ける社会の構築を目標として施策を進めることとし、今後の開発整備の方向として、環境負荷に配慮した産業活動の展開を行うことで豊かな自然環境を保全し、近江歴史回廊構想をはじめ、固有の文化や歴史を活かした文化都市圏の形成を目指すとともに、効果的かつ効率的な地域経営を図るため、県域を越えた連携として、環境・文化・観光・産業などをテーマとした福井・岐阜・三重・滋賀 4 県の連携事業の取り組みを推進する。

本区域のうち、高速自動車国道周辺では、電子、精密、バイオテクノロジーを中心とする先端産業の立地が進み、滋賀大学、滋賀県立大学なども産学連携機能を整備しており、これらと地域産業とを結びつけるシステムを構築するとともに、21世紀におけるキーテクノロジーの活用を地域振興に結びつけるため、長浜バイオ大学を核とした産業集積の形成を目指す。

また、バルブ、仏壇、ちりめん等の地場産業をはじめとする既存産業については、高付加価値化を目指した新商品の開発や販路開拓などにより産業振興を図る。

さらに、琵琶湖及びその周辺地域については、琵琶湖を 21 世紀における湖沼保全のモデルとし、健全な姿で次世代に継承するため、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等、様々な施策を総合的に実施するものとする。

ここでは「琵琶湖と人との共生」を基本理念として掲げ、多様な価値を有する琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するため、県民、事業者、行政等それぞれが主体的な取り組みを推進するとともに、各主体間の協働、連携を促進する。

とりわけ、本区域北部の湖辺域は、湖岸の豊かなヨシ帯をはじめ貴重な生態系や生物多様性が維持されていることから、早崎内湖の再生などビオトープネットワークの拠点の確保を図る。

さらには、都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を推進し、 自然生態系ネットワークの回復、まちなかの水辺の復権、水源の森から始まる 水循環系の再構築、歴史的に引き継がれてきた水文化や原風景の継承等の課題 に対し、流域圏が一体となった取り組みを展開する。

全域を通じて、広域交通網の要衝としての優位性を十分活用し、さらに広域的な交流機能等を強化して、工業、商業、観光産業等の振興や生活環境の向上を図るため、北陸本線と湖西線、東海道本線、東海道新幹線等との連携をはじめ、これら公共交通機関の利便性向上と輸送力増強及び平成 18 年秋の北陸本線長浜駅~湖西線永原駅間の直流化開業を受け、琵琶湖環状運行を図るための取り組みを進めるほか、一般国道、県道、都市計画街路などの整備を進めるとともに、びわ湖情報ハイウェイをはじめとする高度情報通信基盤の利活用を推進する。

こうした全域的な整備及び開発の基本構想を受け、本区域の中心都市である 彦根市及び長浜市においては、商業・サービス機能及び住宅機能の集積拡大、 企業立地の促進、彦根城、長浜城等に代表される歴史的観光資源や黒壁、彦根 キャッスルロードなどの観光資源を活かした街づくりの促進、滋賀大学、滋賀 県立大学、長浜バイオ大学等を中心とした高次の教育・研究機能の充実、既成 市街地の計画的な再整備や新市街地の開発などにより、都市機能の充実を図り、 自然・歴史・文化と産業の調和した新たな都市環境の創造を進めるとともに、 周辺地域と一体となった開発整備を図る。

また、各拠点地域においては、産業の振興、居住環境の整備等を図り、中心都市地域との連携による都市機能の強化を図る。

一方、湖辺及び山間部においては、湖岸域や山系等の自然環境の保全を図りながら、近畿・中部圏を含めた広域圏、さらには国際的視野に立っての人々の需要に応えるふるさととして、自然景観や歴史資源などを素材に、環境等に十分配慮した自然と歴史のふれあう観光地の整備を進めるとともに、彦根城、長浜城等に代表される観光地や黒壁、彦根キャッスルロードなど観光資源と連携した観光ルートの開発を図る。また、歴史的な街道等圏域を超えた広域観光ルートの整備を進めるなど、国民的な知的休養の場として魅力ある地域づくりに努める。

なお、この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ、弾力 的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要す るものについては、これらと十分調整を図るほか、国土の保全や安全性の確保、 エネルギーの安定確保や省エネルギー化、公害の防止、とりわけ琵琶湖の水環 境を中心とした環境の保全及び景観の形成に留意する。

5 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本区域の人口総数は、今後の5年間においては、住宅開発、産業開発等により、平成17年の255千人から5千人増加し、平成22年には260千人に達するものと見込まれる。
- (2) 年齢階層別人口をみると、平成 17 年の年少人口 40 千人、生産年齢人口 165 千人、老年人口 50 千人から、平成 22 年には、年少人口 38 千人(対 17 年比 5.0%減)、生産年齢人口 167 千人(対 17 年比 1.0%増)、老年人口 55 千人 (対 17 年比 10.0%増)になるものと見込まれる。
- (3) 労働力の需給関係については、少子高齢化の影響から、若年労働者の不足、 高齢者の雇用の場の不足が予測される反面、国際分業の変化、技術革新の進 展や経済のソフト化・サービス化の進展等により雇用の不安定性が増大する と見込まれ、新産業の育成による雇用の創出と円滑な労働力移動のため職業 能力開発の向上を図る。特に、失業率が高い若年者や障害者及び高齢者の就 業機会の拡大に努めることとする。

6 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 本区域の産業は、かつて農業や繊維などの地場産業に支えられてきたが、 近年は国際化、高齢化の進展によって大きな影響を受けている。

また、本区域は、近畿圏域と中部圏域を結ぶ幹線交通網の結節点ともなって重要な役割を果たしてきたが、今日、高速交通基盤の整備が全国的に進む中で、相対的な企業立地の優位性が低下しつつある。今後は、アジア諸国等の国外へも目を向けた広域的な視点に立って産業構造の高度化、ソフト化に向けて、引き続き快適で利便性の高い地域づくりに努め、学術・研究開発機能や高次な商業・サービス機能等の育成を図っていく。また、産学官が積極的に交流・連携する中で、その知的資源を融合させながら、環境、健康・福祉、観光、バイオ、ITといった本県の特性を活かした新しい産業の創造を図る。

また特に、当地域は、伊吹山、竹生島、賤ケ岳、小谷城跡など豊かな自然と歴史文化の観光資源に恵まれており、これらを活かした観光地づくりに加え、新しいまちづくりが行われている彦根、長浜などと広域的な観光地づくりを進める。

イ 農業については、依然、近年の情勢変化の中で担い手不足や兼業化、混住化などの多くの課題を抱えていることから、地域の特性に応じた自然的環境の保全や多面的機能の十分な発揮に配慮しつつ、経営体育成に向けた農業生産基盤の整備を推進し、担い手への農地の集積を促進することにより、安定的かつ効率的な経営体や集落営農など多様な担い手の育成を図るとともに、就農条件の整備に努め、青年農業者の育成・確保を図る。

また、生産基盤と一体となった農村地域の生活環境整備や中山間地域における獣害対策等の推進、ため池の適切な管理・整備などにより、誰もが安心して暮らせる快適な村づくりを推進する。併せて、都市と農山村との交流や農村景観、生態系の保全など多面的機能の維持増進を図る。

林業については、森林の有する水源かん養等の公益的機能の発揮を図りつ、健全で活力ある森林の育成のため、間伐等の保育管理や林道網の整備を進める。

また、木材価格の低迷、林業就労者の高齢化や減少等林業を取り巻く状況は依然として厳しく、林業生産活動を通じた持続可能な森林経営を維持するために林家等の森林所有者の経営の安定化を図るほか、森林組合の組織的な活動を促進し、林業の担い手の育成を図るとともに、木材の需要拡大にも努める。

さらに、森林の持つ多面的な機能を有効利用して、観光・レクリエーション等による地域の活性化を目指す。

水産業については、生態系の修復と資源管理による琵琶湖漁業の再生を図るため、水生有害生物の駆除を積極的に推進するとともに、漁場環境の改善・修復と効率的な種苗放流等により水産資源の増殖と資源管理型漁業を推進する。

口 工業集積も、湖南地域等と比較すると相対的に低いものの、一定の集積が図られてきているが、進出企業の多くは生産現業部門であることなど選択性に乏しく、新規若年労働者にとって魅力が薄いといった課題があり、今後は研究開発機能や中枢管理機能の集積が必要である。こうしたことから、既存産業の高度化、高付加価値化を進めるとともに、新産業分野に係る研究開発機能とその生産機能等が集積する複合型の新しい産業創造拠点の整備を図る。

具体的には、企業立地は、長引く景気の低迷による企業の設備投資意欲の減退とともに、経済構造や産業構造の変化による海外移転が進み、立地件数、面積とも減少していたが、ようやく回復の兆しが見えてきたため、東西交通網の結節点という地理的条件を活かした企業誘致を積極的に進め

る。

次に、滋賀大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学などとの産学官連携を 促進するとともに地域に根ざした新しい産業の創造が必要であり、公的試 験研究機関の活性化に努め、産・学・官が多様なネットワークを形成して 技術開発力を高めていけるような連携システムの構築を図る。

さらに地場産業については、内需不振、受注単価の低下、構造的な競合

輸入品の増加などにより厳しい状況にあり、地場産業組合等が行う新商品・新技術の開発、販路開拓、人材育成、新事業分野への進出等を支援する。ハ 商業・サービス業については、京阪神といった大都市の近隣に位置する影響を受け、本区域の卸売・小売業は、1店当たり及び従業員1人当たり年間販売額が全国平均を下回り、中小商業は極めて厳しい状況が継続している。そのような中で、活性化に向け、商店街再生のための自主的な計画づくりや基盤整備など魅力ある商店街・商業集積の形成を支援する。

二 観光については、滋賀県は日本一大きな湖である琵琶湖を中心として自然環境に恵まれ、我が国を代表する神社仏閣や史跡などの歴史文化遺産を豊富に有しているとともに、サイクリング、キャンプ場、水泳場、スキー場といった自然体験施設や、長浜市の黒壁、彦根市のキャッスルロードなど観光誘客施設とまちづくりが一体化して整備されるなど、四季を通じて来訪者のニーズに応えることのできる全国的な観光資源地となっている。

しかしながら、8割以上の観光客が日帰り観光であることから、今後は観光消費額を高めていくため、コンベンションや映画等撮影ロケの誘致、また、自然体験、農村体験型のエコツーリズムやグリーンツーリズムといった新たな観光の創出など、地域経済への波及効果の高い滞在型観光の定着を図っていく。

(2) 産業の規模を従業地就業者数でみると、就業者数は、平成 17 年には 154 千人であり、平成 22 年には、160 千人に達するものと見込まれる。産業別では、第 1 次産業就業者数は減少傾向が続き、平成 17 年は 5 千人 (3.2%)、第 2次、第 3 次産業は 60 千人 (39.0%)、90 千人 (58.4%)である。今後、平成 22 年には第 1 次産業就業者数は 4 千人 (2.5%)、第 2 次、第 3 次産業就業者数は 4 千人 (58.8%)になるものと見込まれる。

7 土地の利用に関する事項

(1) 土地利用の基本構想

本区域は、北陸、中京及び京阪神圏の結節点という地理的条件や中央自動

車道西宮線、北陸自動車道、東海道本線、北陸本線等の交通の利便性に恵まれた区域であり、工業用地や宅地の開発が進み、人口は堅調に増加してきた。

本区域では、滋賀県立大学や長浜バイオ大学が開学されるなど、高等教育機関の充実も進み、今後も人口の穏やかな増加が続くものと考えられる。産業面では、既存の工業団地などの集積を活かすとともに、滋賀大学、滋賀県立大学、長浜バイオ大学等の学術研究機能との連携や広域交通基盤を活用した新しい産業立地が今後も期待されている。また、国道8号米原バイパスなど、「環びわ湖放射状ネットワーク」構想に基づく交通網の充実や、拠点都市地域の整備が行われる予定であり、都市地域の拡大と都市機能の集積が見込まれている。

今後、都市化の進展や主要交通基盤の整備等を背景として、人口の増勢は 鈍化するものの着実な人口の伸びが予想され、新たな定住や交流のための都 市的土地利用への転換が見込まれる。

今日、経済社会諸活動の影響が将来世代に及ぶ可能性が認識されるようになり、土地利用にあたっては、長期的な視点に立って自然のシステムにかなった持続可能な利用を基本とすることが求められている。特に、本区域では、人口や産業活動の増大に伴い、多様な価値を有する琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した土地利用を図ることが重要となっており、限られた土地資源であることを前提として、その有効利用を図りつつ、土地の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うとともに、土地利用の質的向上を一層積極的に図る。

(2) 土地利用の概要

利用区分ごとの土地利用の概要は、次のとおりとする。

イ 農用地については、食料の長期的な需給動向を考慮し、生産性の高い農業を目指し、地力の維持増進、地域の実情に応じ環境に配慮した農業生産基盤の整備、効率的かつ安定的な農業を営む経営体への農用地の集積を進め、必要な優良農用地の保全・確保を図る。

また、農用地の不断の良好な管理を通じて、県土保全、田園景観の保全 等農用地の多面的な機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境 こだわり農業の推進により、環境負荷の低減に努める。

口 森林については、地球環境問題の高まり等を踏まえ、木材生産等の経済 的機能に加え、県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の 公益的機能を発揮しうる持続可能な森林経営の確立に向け、必要な森林の 確保と整備を図る。 特に近畿圏の重要な水源の安定供給に寄与している琵琶湖の集水域の森林については極力保全整備し、その機能を維持増進するために間伐等保育管理を推進するとともに、貴重な動植物等の生息、生育する森林等の適正な維持管理を進める。また、良好な生活環境を確保するために森林を積極的に緑地として保全・整備しつつ、多様な県民ニーズに即した総合的・計画的な利用を図るとともに、行政、地域住民等が一体となって、協働による森林づくりを推進する。

八 住宅地については、人口及び世帯数の増加、高齢化の進行、都市化の進展の動向等に対応しつつ、望ましい居住水準と良好な居住環境を目標として、生活関連施設の整備を計画的に進めながら必要な用地の確保を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適正な土地利用を図る。

特に、既成市街地等では、既存住宅地の高度利用や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な土地利用を図る。

二 工業用地については、水質汚濁の防止その他環境の保全等に十分配慮し、ボーダレス化、情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や構造変化、企業の立地動向に対応しつつ、工業生産に必要な用地の確保を図る。

新規の立地に際しては、工場の進出が及ぼす周辺地域への影響に配慮して適切な配置と誘導を行い、周辺土地利用との整合を図る。

- ホ その他の宅地(事務所、店舗用地等)については、市街地等の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における商業の活性化・サービス機能の集積及び良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化、サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。
- へ 産業廃棄物処理施設や一般廃棄物処理施設の生活上必要な施設は、産業 の進展、人口の動向、廃棄物の減量等を見通し、あらかじめ計画的に必要 な用地の確保を図る。
- ト 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉 施設の公用・公共用施設については、県民生活上の重要性とニーズの多様 化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、琵琶湖の湖辺域は、琵琶湖と一体となった景観を形成しており、 ヨシ帯や沈水植物帯、湖畔林、内湖等は水域と陸域との遷移帯(エコトーン)として、多くの生物の生息・生育の場となり、生物多様性維持の面から重要であるだけでなく、水質浄化、水産資源増殖、観光、レクリエーション等多様な機能もあることから、琵琶湖の保全の重要性を踏まえ、水域 と陸域との一体性に配慮しつつ、早崎内湖の再生をはじめ、自然湖岸、内湖、湖畔林等のビオトープ拠点の保全・再生、自然とのふれあいや生態系に配慮した新たな緑地の整備、既存緑地の再整備等により調和ある土地利用を図る。

8 施設の整備に関する事項

本区域の均衡ある発展を図るため、整備及び開発の基本構想に基づいて、自 然環境、生活環境及び生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の整備を進め る。

その計画の大綱は、次のとおりである。

(1) 交通施設及び通信施設

本区域の開発整備を推進し、良好な生活環境を確保するため、環境の保全に配慮しつつ、総合的、体系的な交通施設の整備を図るとともに、増大する情報通信の需要に対処するための通信施設の整備を総合的に進める。

また、すべての人にとって安全で利用しやすい公共交通システムを構築するため、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、いわゆる交通バリアフリー法に則り市町が作成する基本構想に基づいて、旅客施設周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化等を重点的・一体的に推進する。

イ 道 路

域内交通と通過交通の分離を図るとともに、本区域の経済的、社会的活動を支える都市間、さらに地域間を結ぶ幹線道路の整備を進めるほか、良好な都市空間を形成するために必要な道路、街路の整備を推進する。

整備を進める主要な道路は、次のとおりである。

一般国道 8号

主要地方道 大津能登川長浜線、愛知川彦根線

街 路 原長曽根線、豊公園森線、彦根駅大藪線、長浜駅宮司七条線、河瀬停車場線他1線、稲枝停車場線

また、日常生活に密着した一般県道、市町道、交通安全施設等の整備を 進める。

さらに、本区域と他区域との交流を促進するため、区域外と連絡する道路の整備を進める。

口 鉄軌道

地域間交流の促進と県土の均衡ある発展及び住民の利便性向上のため、 平成 18 年秋の北陸本線長浜駅 ~ 湖西線永原駅間の直流化開業を受け、琵 琶湖環状運行を実現するための取り組みを進めるとともに、バリアフリー 化の観点から駅舎の整備を推進する。

また、既存の近江鉄道、信楽高原鐵道の沿線である湖東・東近江・甲賀 地域から京都府南部地域を経て大阪方面とを結ぶとともに、震災時にはバ イパス機能を備えた新たな鉄道として、「びわこ京阪奈(仮称)鉄道」の 実現について検討を進める。

八 港 湾

大規模地震時の減災を目的に、彦根港などを軸とした湖上輸送ネットワークの構築を行う。

二 通信施設

情報通信技術の進歩による情報そのものの価値の高まりや情報通信サービスに対する需要の多様化、高度化に対処するため、光ファイバ網や移動通信網、地上デジタル放送の活用など、地域に密着した情報通信ネットワーク基盤の整備を図り、情報通信システムの有効利用による行政効率化はもとより、ネットワークを通じた県民への情報提供、さらには双方向の情報交流を進める。

また、災害時における電気通信網の機能確保と、防災情報の円滑な収集・伝達などを図るため、衛星通信等を活用した防災行政通信システムの充実を図るとともに、市町防災行政無線(同報系)の整備推進を図るなど、伝送路の多ルート化等を推進し、安定性・信頼性の高い、情報通信ネットワークの整備を図る。

(2) 宅地

人口の増加等に対処するとともに、土地利用の適正化を図るため、市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全及び農用地や森林の保全に配慮しつつ、計画的な宅地の開発を促進し、良好な住宅用地、工業用地の確保を図る。

イ 住宅用地

住宅需要の増大に対処するとともに、望ましい居住水準を達成し、良好な住環境を維持・形成するため、土地区画整理事業等の促進を図り、良好な住宅用地の確保を図る。

□ 工場用地

工業団地の需要に対応して、長浜サイエンスパーク(長浜市)、びわ細 江工業団地(長浜市)等において工業の計画的な導入に努める。また、米 原南工業団地(米原市)の整備を進める。

八 商業業務地

鉄道駅と国道8号が近接する交通至便地区である米原駅東部地区(米原

市)及び彦根駅東地区(彦根市)に土地区画整理事業を推進し、主として 商業・サービス機能の集積を図り、都市的なサービス機能を強化する。

(3) 公園緑地

スポーツ・レクリエーション需要の高まりに対応するとともに、生活環境の向上を図るため、平成22年度末における住民1人当たり都市公園面積約9.5㎡を確保することを目途に、千鳥ケ丘公園(彦根市)、荒神山公園(彦根市)、神照運動公園(長浜市)等の公園緑地の整備拡充を図る。

なお、公園緑地の整備に当たっては、琵琶湖等の優れた自然や豊かな歴史的・文化的資源を活かすとともに、これらとの調和を保ちながら適正な配置に努める。

(4) 河川、治山、砂防等

地域住民の生命及び財産の安全を確保し、地域経済の発展に資するため、 自然環境の保全に十分に配慮しつつ、次のとおり国土保全施設の整備を推進 する。

イ 河 川

河川の氾濫を防止して、自然災害に対する治水安全度を高めるため、愛知川、犬上川、長浜新川、矢倉川等の河川改修及び河川環境の保全を図り、親しみとうるおいのある水辺環境の形成を図る。

また、洪水調節等のため、丹生ダムの建設を促進するほか、治水ダムと して芹谷ダムの建設を推進する。なお、丹生ダムについては、計画内容に ついて関係者間で調整がなされている。

ロ 治山・砂防等

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、淀川水系の治山事業を推進する。

また、土砂生産抑制及び土砂災害の防止、自然環境の保全等を図るため、 淀川水系の砂防事業等を推進する。

(5) 住宅

誰もが安全で安心して住み続けられる住まい・まちづくりを推進するため、住宅の耐震化とともに環境問題や少子高齢化等に対応した良質な住宅ストックの形成を図る。また、住宅困窮者等が居住の安定を確保できるよう、公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅の供給等住宅セーフティネットの構築を図る。

(6) 供給施設及び処理施設

人口の増加、生活水準の向上、生活様式の変化、産業の発展等に対処する とともに、生活環境の向上、閉鎖性水域である琵琶湖等公共用水域の水質保 全などの自然環境の保全に資するため、次のとおり供給施設及び処理施設の整備を推進する。

イ水道

上水道の需要は、近年横ばい傾向ではあるものの、給水人口の増加等に伴って、さらに増加が見込まれるため、長浜市、彦根市等において上水道拡張事業を推進する。

口 下水道

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全及び生活環境の改善等に資するため、平成22年度における下水処理区域人口約214千人を目途に、琵琶湖流域下水道事業(東北部処理区)及び彦根市、米原市等における流域関連公共下水道事業を推進する。

また、処理施設については、閉鎖性水域である琵琶湖の富栄養化を防止 し、水質の保全・向上を図るため、引き続き窒素、リンを取り除く高度処 理を推進する。

八 廃棄物処理施設

ごみ排出の状況は、近年の横ばい状況から再び増加の様相を見せ始めており、生活様式の変化等からその内容も多種多様化している。

このため、平成18年度に策定した「第二次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、排出抑制・再資源化・有効利用による減量化をさらに推進するとともに、施設の整備にあたっては、資源化施設、エネルギー利用施設等の廃棄物循環型社会基盤施設の設置の促進を図ることとし、彦根市等においてごみ処理施設、湖北広域行政事務センター(長浜市他)等において埋立処分地施設を整備するほか、大阪湾圏域における広域処理場の整備を推進する。

また、し尿処理施設については、下水道の整備を進めていくとともに、 地域の事情に応じ、浄化槽、農業集落排水処理施設等による対策を推進し、 併せて汚泥再生処理センターの整備を図る。

(7) 教育文化施設等

イ 教育施設

児童・生徒数は全般的に減少傾向にあるものの、増加が見込まれる地域では、小・中学校の施設整備を図るほか、その他の地域においては、今後、余裕教室の有効利用(多目的スペース等への転用)のための施設整備を図る。また、高等学校等も含め、既存校舎や屋内運動場の耐震化を着実に推進する。

さらに、高等教育については、高学歴化、高度技術化・情報化等が進む

中で、地域産業の高度化や技術力の向上などに重要な役割を担う人材を育成するため、県立大学等の整備充実を図る。

口 文化施設

心を豊かにし、自己実現しようとする志向が高まるなかで、住民がより 充実した生活を送れるよう、豊かな自然環境や優れた歴史・文化遺産等を 活かして、創造性や感性を養うことのできる場や、地域の活動拠点となる 施設の整備など地域の文化環境の整備に努めるとともに、地域において住 民が自己の能力を高め、生きがいをもち、より豊かな生涯を送れるよう、 生涯学習機会の拡充を図ることとし、社会教育施設や文化施設の整備を推 進する。

また、今後の地域のスポーツ、レクリエーション需要の増大に対処するため、社会体育施設を各地で整備するほか、地区レベルにおける文化活動等の活性化を図るための拠点となる集会施設やひろば等の施設を整備する。

(8) その他の施設

イ 社会福祉施設

高齢社会の到来等に伴う寝たきりや認知症高齢者の増加に対処するため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備を進めるとともに、デイ・サービスやショートステイの機能をもつ施設を各地に確保する。

また、障害者及び障害児のケアや自立訓練、社会参加と自立生活を促進するための各種障害者福祉事業を行う施設の整備を推進する。

さらに、子育て支援のための保育所を整備するとともに、子どもの健全 育成の拠点である児童館等の整備を推進する。

口 医療施設等

人口の増加や高齢社会の到来等に伴う疾病構造の変化等に対処するため、専門的かつ高度な医療技術を具備した医療施設の充実確保及び救急医療体制の確保を図る。

八 農業用水施設等

農業の持続的な発展を図るためには、安定的な農業用水の確保は必要不可欠であることから、国営農業用水再編対策事業「新湖北地区」等により、 農業用水施設の整備ならびに更新等の推進を図る。

9 環境の保全に関する事項

環境問題は、その多くが通常の日常生活や事業活動に起因するとともに、一方で、地球規模という空間的な広がり及び次代にわたる影響という時間的な広

がりを持つ問題となってきており、各地域であらゆる主体が自らの行動を環境 に責任意識をもち、環境配慮が自然に織り込まれたものに転換していくことが 求められている。

また、日常生活においてはより環境にやさしいライフスタイルが求められている。そのような中で、水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭及びその他の公害を防止することはもとより、環境基本法、滋賀県環境基本条例、新滋賀県環境総合計画、滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例等に基づき環境保全に関する施策を総合的・計画的に進め、生態系と共生し、県民、事業者の主体的取組と各主体との連携により、循環を基調とした環境への負荷の少な持続的な発展が可能な社会の構築を目指すこととし、関法令に基づく、各種発生源に係る排出規制や公害防止施設等の整備を進め、環境基準や目標等の維持・達成に努める。

特に、世界有数の古代湖であり、重要な水源である琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するため、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として策定した「マザーレイク 21 計画一琵琶湖総合保全整備計画 - 」に基づき、水質の保全、水源のかん養及び自然的環境・景観の保全の3つの観点から、県民、事業者、行政等のパートナーシップに基づき、各種保全施策を総合的、計画的に推進する。

さらに、各種の土地利用や交通体系などに関連する諸施策については、地域の環境特性に配慮し、水、大気、土地、緑等の環境資源が有限であることを認識し、適正な循環利用がなされ、健全で質の高い環境の確保に努める。

- イ 水質汚濁については、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画等により、工場・事業場の排水、生活排水などの点源負荷対策とともに、市街地や道路、農地等からの面源負荷削減対策を推進し、汚濁負荷量の削減を図るとともに、河川流域の特性に応じた流域管理を住民のパートナーシップのもとに推進する。また、流入する負荷の実態など水質汚濁メカニズムの解明を進める。
- ロ 大気汚染については、大気状況を的確に把握し、発生源に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、事業者の自主的な取組を推進する。また、 オゾン層保護や地球温暖化対策等の地球環境問題への対応策を講じる。
- ハ 自動車交通対策については、環境基準の達成に向け自動車排出ガスや騒音等の対策強化を図るとともに、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、必要に応じて緩衝帯の設置、遮音壁の設置、交通規制等の施策を講ずる。
- 二 新幹線鉄道の騒音、振動公害については、発生源対策及び障害防止対策

を推進するとともに沿線の土地利用の適正化を図る。

- ホ 近隣騒音公害については、カラオケに代表される深夜営業騒音や拡声器 騒音等に対する適切な対応を図るとともに、生活騒音に対する防止方策等 を検討するなど、環境基準達成のための施策を講ずる。
- へ 悪臭については、悪臭防止法等による規制及び指導の徹底を図る。
- ト これらの諸施策とあわせて、環境汚染の監視、測定、調査研究体制を整備拡充する。
- チ 公害の防止に資するとともに、自然環境の保全を図るため、市街地及び その周辺における自然公園、都市公園、緑地、良好な河川空間、保健休養 機能を有する森林等の保全・整備を推進するとともに、健全な生態系を維 持あるいは回復し、自然と人間との共生を確保する。
- リ 太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギーの利活用について検討を進め、地域特性を活かした新エネルギー導入と省エネルギー対策を推進し、 省資源型・省エネルギー型社会の実現を進める。
- ヌ 事業の計画、実施に当たっては、環境破壊を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて見直しを行うなど所要の措置を講ずる。

10 防災対策に関する事項

本区域の防災対策は県及び市町における地域防災計画に基づき総合的かつ計画的に実施するものである。

本区域は、比較的降雪が多く、北部山間地域では豪雪に見舞われることがあり、適切な除雪・防雪対策を講じることが求められている。

また、地勢上、旅路延長が短く急峻で水源山地の地質的条件と相まって多くの河川が天井川を形成し、また、琵琶湖流入付近では上流河川から多数の小河川が枝分かれしているため河積が極端に小さい、いわゆる尻無川が多く見られ、過去に幾度かの水害が発生しており、治水事業の促進が求められている。

また、当該区域の土砂災害危険個所は約620箇所で砂防設備等の整備はまだまだ低い水準であり、加えて近年の広範囲な都市化の進行に伴う宅地開発により、都市周辺の丘陵部、山麓部においては、崖崩れや土砂の流出等、土砂災害危険度が高まっており、安全な生活基盤のため治山・砂防施設等の整備が急務となっている。

地震に関しては、全国でも活断層分布密度の最も多い地域であり、過去、柳ケ瀬断層の活動と考えられる大規模な姉川地震が発生しており、今後も地震の発生の危険性が極めて高い地域である。

このような自然災害の危険性を多く抱える一方で、高度経済成長期に形成された市街地を中心として、狭隘道路が多いなど道路等の都市基盤整備の不備が目立っている。また、公立病院等においては順次改築が進められ、大地震に対応し得る構造・設備となってきているものの、潜在的な危険性のある建造物が多い地域もあるため、特にライフラインの確保と耐震性の強い医療機関の整備が必要である。

本区域では、特に、中部圏と近畿圏を結ぶ交通の要衝にあり、震災等による 交通の途絶を防ぐため、道路等の耐震対策及びバイパス機能を持つ代替ルート の整備が必要となる。

近年においては、国土利用の変化あるいは高齢化社会の進展など社会経済環境の変化に伴い、災害の態様は複雑多様化・大規模化しており、このような災害に対応するためには、災害時要援護者にも配慮した防災施設の整備、都市の不燃化・耐震化など防災都市対策や地盤の液状化対策を推進する必要がある。

また、地震等の観測体制を充実する一方、災害の発生する危険のある地域の 公表等により住居地の危険性への認識を深めるとともに、このような地域での 適切な土地利用を進めていくことも不可欠である。

以上の観点を踏まえた計画はつぎのとおりである。

(1) 地域防災体制の充実

災害時には災害応急対策の活動拠点として機能し、平常時には防災に関する る啓発などの活動の場として機能する防災センターの整備の推進を図る。

(2) 防災資機材の整備

消防力の強化を図るとともに、自主防災活動に必要な資機材の整備を促進する。

また、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な水防資材の備蓄の充実を図る。

(3) 情報通信体制の整備

- イ 各種防災情報の収集・整理・分析、被害程度等の把握、災害情報の送受信、防災関係機関の意思決定支援を行うための防災情報システムを整備し、 市町、防災関係機関との災害情報収集の効率化・迅速化及び災害対策本部 の機能強化を図る。
- 口 洪水や土砂災害に対応する河川情報システム及び土砂災害情報システム の拡充を図る。また、土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域等の指定、 市町や住民への雨量情報等の提供、市町が作成するハザードマップの作成 支援など警戒避難体制の整備を支援する。

(4) 災害に強い都市基盤・県土づくり

- イ 災害に強いまちづくりの総合的かつ一体的な整備を推進し、特に都市基 盤施設、公共・公益的施設については集中的に整備し、被災時に都市機能 を維持できる防災安全街区の整備等、安全・安心市街地の形成を図る。
- ロ 緊急輸送路等として十分機能できる道路及び避難地や防災活動の拠点と なるべき公園、河川等の根幹的公共施設を計画的・重点的に整備する。
- ハ 根幹的な治水対策を推進し、人家・公共施設はもとより災害時要援護者 関連施設、避難所・避難路を守る土砂災害対策や下水道・河川の連携によ る総合的な都市雨水対策を講じる。
- 二 道路の風水害に対する安全性の確保を図るため幹線道路等の構造強化を 推進するとともに、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、冬 期の安全な道路交通を確保するため、除雪の充実、流雪溝等の整備を推進 するとともに、降積雪情報等を収集・提供するための情報システムを整備 する。

(5) 地震対策の推進

- イ リダンダンシー(代替性)をもたせた高規格幹線道路、地域高規格道路 等の幹線道路網等を整備し、震災等に強い県土構造の形成を推進するとと もに、緊急輸送道路の整備推進を図る。また、本県と京都・大阪方面を結 ぶ大量の旅客輸送を担う東海道本線のバイパス機能を持つ代替ルートの鉄 道整備の検討を進める。
- 口 住宅、建築物、鉄道施設等の公共施設については、安全性の向上に努めるとともに、緊急時の消火用水・生活用水等を確保するため上下水道、河川等の整備を図る。
- ハ ライフライン共同収容施設ネットワークの整備計画の策定などライフラインの防災性の向上を推進する。